

# 1 章 計画策定にあたって

## 1 . 計画策定の目的

心の豊かさや生活の質の向上を求める時代にあたって、文化・スポーツ活動やボランティア活動などを含めた生涯学習活動は、一層その重要性を増しています。

平成 12 年に国のスポーツ振興基本計画が策定され、全国的にスポーツ振興の動きが活発化しています。また市川市では、WHO 憲章の精神を尊重した「健康都市いちかわ」宣言を行い、市民の健康を確保する施策を積極的に展開しており、その中でスポーツ振興の重要性を訴えています。

本市のスポーツ振興基本計画では、国の計画や市の上位・関連計画を踏まえ、また市民意識調査、作業部会などにより市のスポーツに関する現況・課題把握を行うことによって、市川市のスポーツ振興を総合的、長期的に実施していくことを目的とします。

## 2 . 計画の期間

本計画は、平成 19 年度を初年度として、平成 28 年度までの 10 年間を計画期間とします。

## 3 . スポーツの定義

「スポーツ」の持つ意味を広義的に捉え、競技種目や活動のレベルの内容にかかわらず、身体を使った運動全てを含み、市民が、いつでも、どこでもスポーツを行うことのできるスポーツ振興を目指します。

### するスポーツ（だれでも、どこでも）

- ・レクリエーションや健康づくりを目的に行う「楽しむためのスポーツ」
- ・学校教育や課外活動などで行う「子どものスポーツ」
- ・遊びが中心の「未就学児のスポーツ」
- ・生涯スポーツやニュースポーツを行う「高齢者・障害者のスポーツ」
- ・頂点を目指して記録や可能性に挑戦する「競技スポーツ」 など

### みるスポーツ（どこでも）

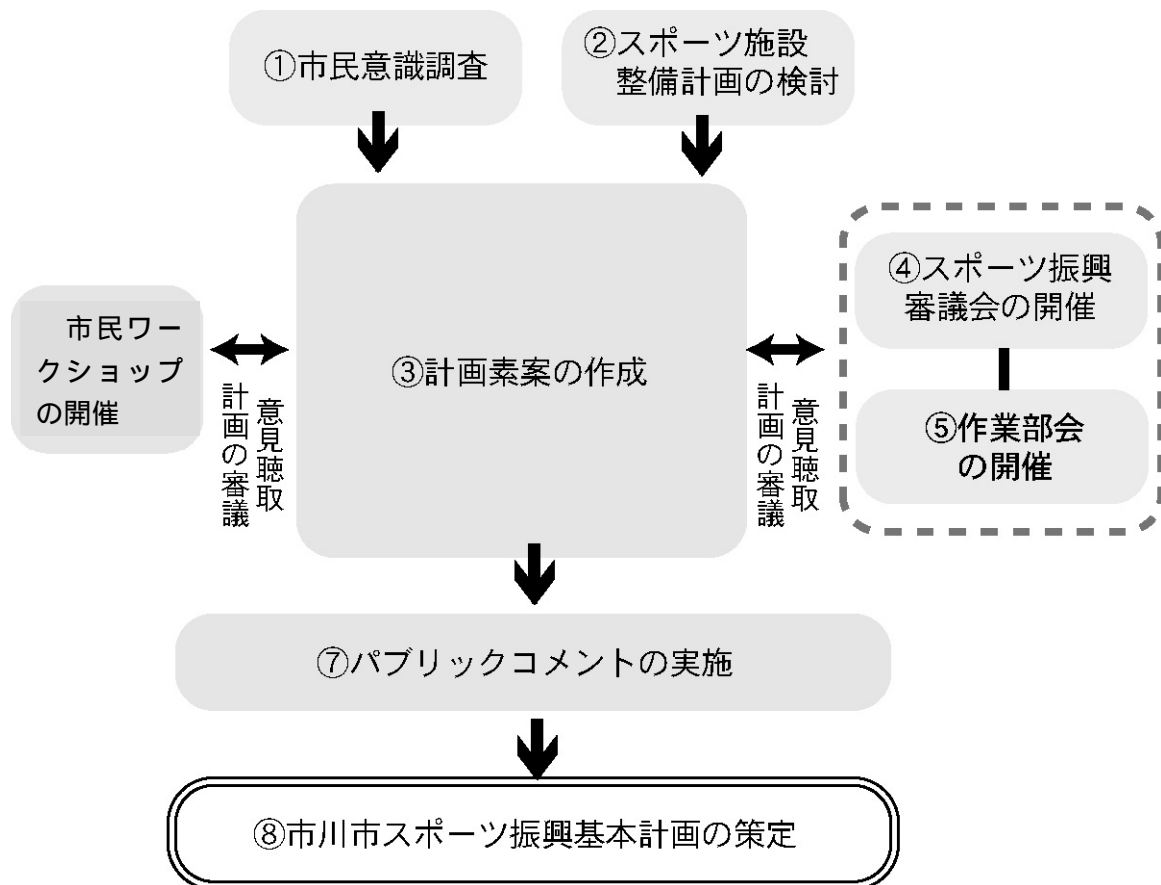
スタジアムでの競技観戦 / テレビやインターネットなどメディアを通して見る / 子どもや家族の応援をする など

### ささえるスポーツ

監督・コーチなどのスポーツ指導者 / 市民大会の審判やスタッフ / スポーツ医学関係者、医者 / プロチームのファンやサポーター など

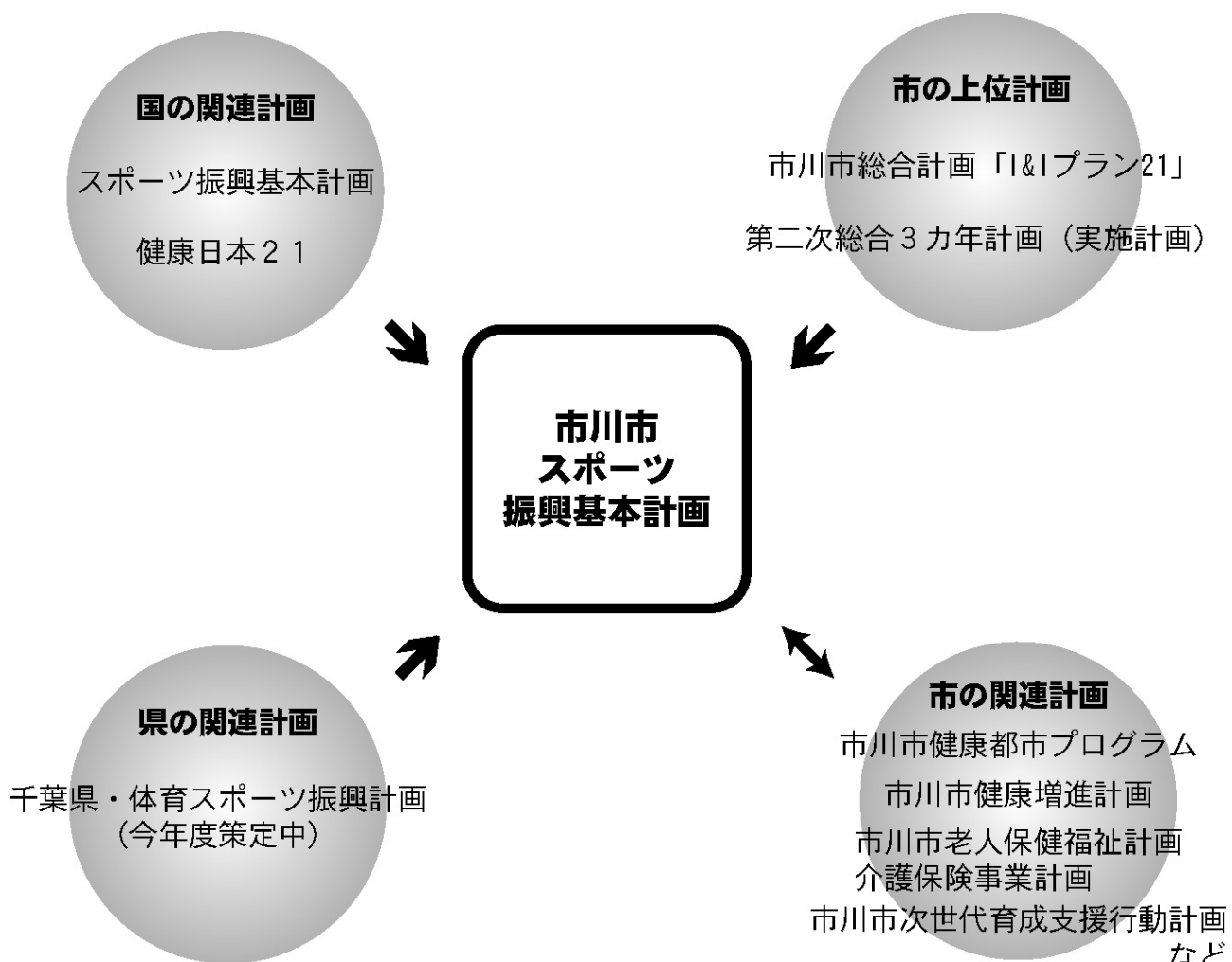
## 4 . 計画策定の流れ

市民意識調査、スポーツ施設の整備検討や、ワークショップ、スポーツ振興審議会、作業部会といった会議での意見交換から計画素案を作成し、パブリックコメントを経て、計画の策定を行いました。



## 5 . 計画の位置づけ

本計画は、国の関連計画、市の上位計画、関連計画との整合性を踏まえた計画としています。



## 6. 国のスポーツ振興に関する動き

スポーツ振興法にて、各自治体における基本計画の策定を推進しています。

各都道府県及び市町村の教育委員会は、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。(スポーツ振興法第4条より要約)

平成12年9月に文部省(現在の文部科学省)が、スポーツ振興基本計画の策定を行いました。

- ・昭和36年に制定された「スポーツ振興法」以来の、国の本格的なスポーツ振興の政策となっています。
- ・今後10年間で取り組むべき主要な課題に沿って、それぞれの課題に対する政策目標や、政策目標を実現するための具体的な施策などが定められています。

図表1：スポーツ振興基本計画の概要(平成13年度～平成22年度)

### スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策

子どもの体力について、スポーツの振興を通じ、その低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転ずることを目指す。

- A. 政策目標達成のため必要不可欠である施策
  - 子どもの体力の重要性について正しい認識を持つための国民運動の展開
  - 学校と地域の連携による、子どもを惹きつけるスポーツ環境の充実
- B. このための基盤的施策
  - 教員の指導力の向上 / 子どもが体を動かしたくなる場の充実 /
  - 児童生徒の運動に親しむ資質・能力や体力を培う学校体育の充実 / 運動部活動の改善・充実

### 地域におけるスポーツ環境の整備充実方策

生涯スポーツ社会の実現のため、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%となることを目指す。

- A. 政策目標達成のため必要不可欠である施策
  - 総合型地域スポーツクラブの全国展開
    - 2010年までに、全国の各市区町村において少なくともひとつは総合型地域スポーツクラブを育成。(将来的には中学校区程度の地域に定着) また2010年までに、各都道府県において少なくともひとつは広域スポーツセンターを育成。(将来的には広域市町村単位に設置)
- B. このための側面的施策
  - スポーツ指導者の養成・確保・活用 / スポーツ施設の充実 / 地域における的確なスポーツ情報の提供 /
  - 住民のニーズに即応した地域スポーツの推進

### 我が国の国際競技力の総合的な向上方策

オリンピックにおけるメダル獲得率が、夏季・冬季合わせて3.5%となることを目指す。

- A. 政策目標達成のため必要不可欠である施策
  - ジュニア期からトップレベルに至るまで一貫した理念に基づき最適の指導を行う一貫指導システムの構築
  - ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設の早期整備や競技別強化拠点の指定と支援
  - 指導者の養成・確保(専任化の促進、ナショナルコーチアカデミー制度の創設等)
  - 競技者が安心して協議に専念できる環境の整備
- B. このための側面的施策
  - スポーツ医・科学の活用 / アンチドーピング活動の推進 /
  - 国際的又は全国的な規模の競技大会の円滑な開催等 / プロスポーツの競技者等の社会への貢献の促進